● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

資料4

【公布:R3.5.10 / 施行:R3.7.15又はR3.11.1】

<予算関連法律>

## 背景・必要性

- 〇近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で**水災害が激甚化・頻発化**
- ○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で**降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍**になるとの試算

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む 「流域治水」の実効性を高める法的枠組み 「流域治水関連法」 を整備する必要

## 法律の概要

## 1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]

#### ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、 自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)
- ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
  - 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による 雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
  - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施



流域治水のイメージ

### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 [河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法]

- ◆ 河川·下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)
- 一 利水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ 流域における雨水貯留対策の強化
  - 一 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
  - 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
  - 一 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

#### 3. 被害対象を減少させるための対策 [特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法]

## ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

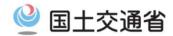
- 一 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 一 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
- 一 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

#### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 [水防法、土砂災害防止法、河川法]

- ー 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 一要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

#### 【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)



# 浸水被害防止区域制度の創設

- <u>高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため</u>、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、<u>都道府県知事が</u>市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「<u>浸水被害防</u> <u>止区域</u>」として指定し、開発規制・<u>建築規制</u>を措置することができる。
- 開発規制については、住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか事前許可が必要。 (あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、<u>住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為</u>を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。



# 浸水被害防止区域を指定する際に想定した洪水又は雨水出水に対して 安全な構造方法を定める件(特定都市河川法施行規則第68条に基づく告示)

国土交通省

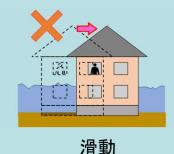
令和3年11月1日 公布·施行

## 概要

- 浸水被害防止区域に住宅等を建築する場合の都道府県知事等の許可基準として、洪水または雨水 出水に対する構造安全性の基準を定める告示。
- 洪水等の流体力に対する損壊防止(第一号)、転倒防止(第二号イ)、滑動防止(第二号イ)等を規定。
- 〇洪水等による流体力を計算するために必要な流速及び水深は、計画対象降雨(再現期間:数十年程度)に基づき、都道府県等が浸水被害防止区域を指定する際に明示する。







【参考:津波に対して安全な構造方法(H23-1318)との比較】

	洪水等に対する構造安全性	(参考)津波に対する構造安全性
想定する災害	再現期間数十年(区域により異なる)の洪水等	再現期間1000年の津波
外力(第一号)	洪水等の流体力のうち水平方向の力を洪水等 の流速及び水深から計算	津波による波圧を津波の浸水深から計算
損壊防止(第一号)	損傷しないことを確かめる	倒壊しないことを確かめる
転倒、滑動等防止 (第二号イ)	転倒、滑動しないことが確かめられた構造方法 を用いること等	転倒、滑動しないことが確かめられた構造 方法を用いること等
その他	_ 本告示で規定	建築基準法の構造関係規定又は耐震診 断基準に適合していること